

【申告会場】 市役所4階 大会議室

【申告期間】 2月16日(水)から3月15日(火)まで

【受付時間】 午前8時30分から午後5時まで

※土日・祝日を除く

★お知らせ★

- ①申告会場では新型コロナウイルス等感染症対策として、「マスクの着用」「消毒・検温」のご協力をお願いしています。
- ②本年度の申告受付では「申告の事前予約」を導入します。申告受付日をあらかじめ予約する事で申告会場での待ち時間を短縮できます。ぜひご利用ください。
- ③申告会場では、会場内の状況により入場制限を設ける場合があります。あらかじめご承知ください。
- ④確定申告をされる方は、便利なe-Tax（電子申告）をご利用ください。ご自宅等からパソコンやスマートフォンで簡単にすることができ、大変便利です。

【e-Taxについてのお問い合わせ先】 ☎0570・01・5901

申告書の提出を要する方

- ①令和4年1月1日現在、小松島市に住所を有する方
- ②給与所得者で次に該当する方
 - ・勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方
 - ・給与以外の所得（営業・農業・不動産・配当など）がある方
- ③令和3年中に会社等を退職した方
- ④所得控除（医療費・社会保険料・寄附金など）の控除を受ける方※各種控除を加えるなどし、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要。
- ⑤無収入の方でも所得証明等の証明書が必要となる方や各種行政サービスの提供を受けるため本市での所得確認が必要となる方

申告書の提出を要しない方

- ①令和4年1月1日現在、給与または公的年金等の支払を受けている方で、令和3年中にそれ以外の所得および追加する所得控除（医療費・社会保険料・寄附金など）がない方
 - ※ただし、給与または公的年金の支払先から支払報告書の提出がない場合は申告が必要。
- ②税務署に確定申告書（令和3年分）を提出した方もしくは、提出される予定の方

★★申告の際に必要なもの★★

- ①本人確認書類
 - ・マイナンバーカード（写しをお持ちいただく場合は表面と裏面の写しが必要となります。）
 - ・マイナンバーカードをお持ちでない場合は、番号確認書類（通知カード、マイナンバーの記載がある住民票の写しなど）と本人確認書類（運転免許証、公的医療保険の被保険者証など）のふたつが必要となります。
- ②給与所得および公的年金等の所得がある方は令和3年分の源泉徴収票
- ③事業所得等（営業等・農業・不動産など）がある方は収支内訳書および令和3年中の収入と経費がわかる帳簿・領収書など
- ④令和3年中に支払った社会保険料・生命保険料・地震保険料の控除証明書など（小松島市に納付の社会保険料については、1月中にお送りした納付済額確認書をご利用ください）
- ⑤医療費控除を受けられる方は、医療費控除の明細書（セルフメディケーション税制の控除を受けられる方は明細書と一定の取組を行ったことがわかる書類）
- ⑥寄附金控除を受けられる方は、寄附金の領収書など
 - ※ふるさと納税でワンストップ特例制度申請者の方も確定申告の際はふるさと納税の領収書が必要となります。
- ⑦確定申告により所得税の還付等を受けられる方は、申告者本人の口座情報（口座番号など）

申告事前予約について

【予約対象業務】 本市で受付を行う住民税申告および確定申告

【申告期間】 2月16日(水)から3月15日(火)まで ※土日・祝日除く

【予約方法】 下記お問い合わせ先へお電話でご予約ください

※予約について、午前9時から午後4時までの間で1時間単位となります。※当日予約は不可

【予約受付期間】 3月14日(月)まで ※土日・祝日除き、午前8時30分から午後5時まで

本市での申告に関する諸注意

今回より本市会場で受け付けできない申告

①相続等に係る生命保険契約等に基づく年金（保険年金）

②雑損控除

その他、「青色申告」、「土地の譲渡」、「更正の請求」、「先物所得」等も本市会場で受け付けることができませんので、ご承知ください。

【お問い合わせ先】 市税務課市民税担当 ☎32・3821 / FAX 33・3401

Mail:shiminzei@city.komatsushima.i-tokushima.jp